

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	志布志警察署 ☎ 099-472-0110 鹿児島県交通安全 教育センター ☎ 099-266-0111
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお 問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給 者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	志布志保健所 ☎ 099-472-1021
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院 給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 大隅税務署 ☎ 099-482-0007
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者移 転(相続)登記など	鹿児島地方法務局 曾於出張所 ☎ 099-482-0047
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社       ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。  基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

# 故人の財産について

チエックリスト

各種手続き

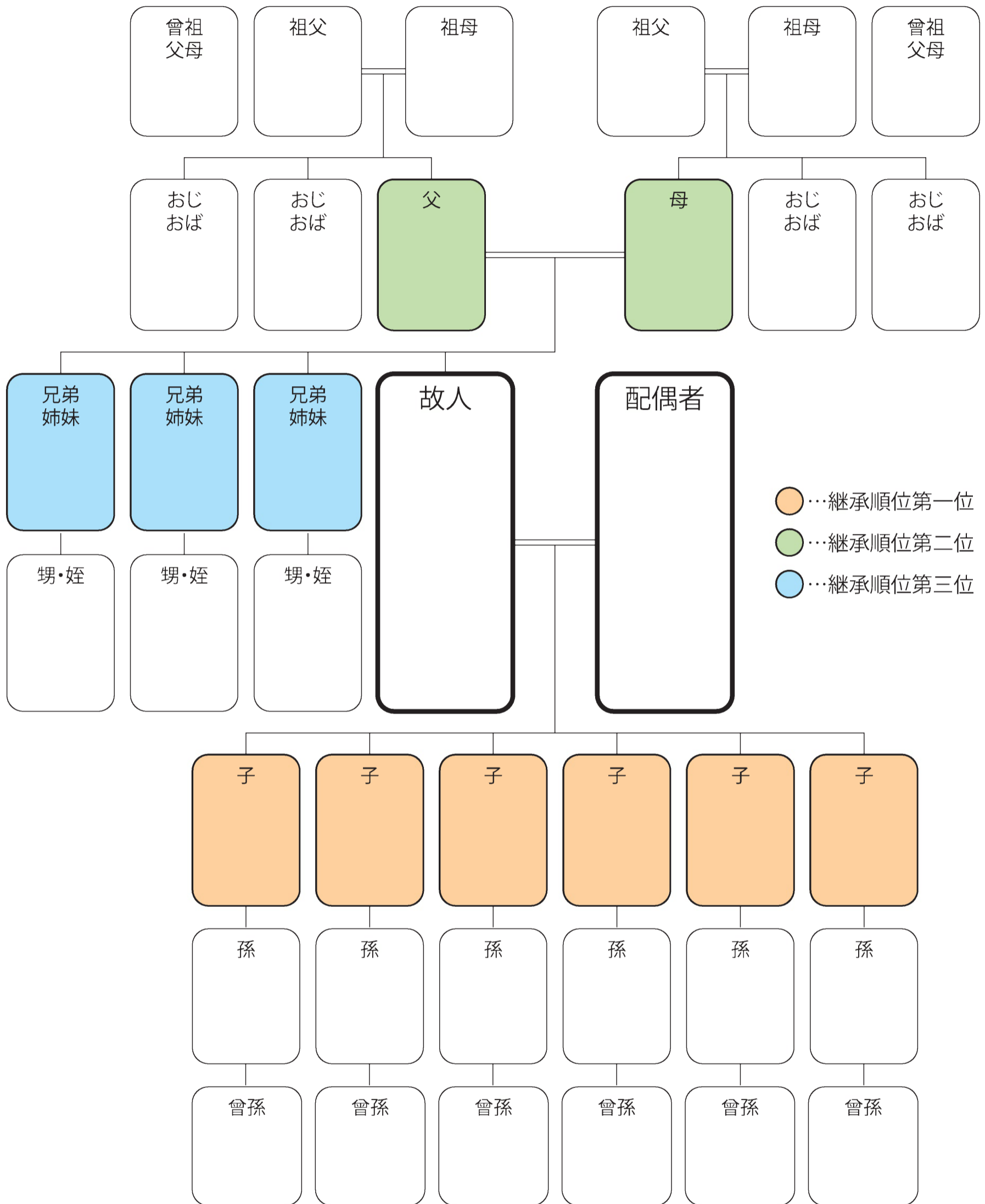
市役所外の主な手続き

相続について

委任状

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

# 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 紫雲園火葬場の利用について（お願い）

施設を利用される皆様へ下記についてご協力をお願い致します。

### 1. 施設利用人数制限について

施設内の広さを考慮し入場チェックシートにお名前を記載された **15名様程度（幼児含む）** でご入場ください。なお、**マスクの着用は個人の判断**といたします。

※火葬場職員におきましては、引き続きマスクを着用して業務にあたらせていただきます。

### 2. 待合室 利用について

指定のお部屋（お名前の記載されている）をご利用ください。飲食できますが持ち込まれた物は全てお持ち帰りください。※トラブル防止のため酒類はご遠慮下さい

### 3. 給湯室 利用について

セルフサービスです、使用後の片付けまでお願い致します。

※お茶の葉、急須、湯呑みは棚にございます。

### 4. 拾骨の案内について

火葬時間（火葬開始から冷却時間まで※通常2時間前後）は個人差がございますので、拾骨のご案内が他の方と前後する場合がございます。

### 5. 副葬品について

☆副葬品（衣類や本など）を多数納棺した場合、火葬炉の適正な燃焼またはお骨に影響を及ぼす可能性がありますので下記のとおり制限させていただきます。

衣類等（薄手のもの）は2～3点程度（広げて納めてください。）

紙類は燃え残るため本は表紙や目次など数ページ程度

食品、果物は少量、飲料は紙コップ1杯分程度

ぬいぐるみ等は小型のもの1～2点程度（金具がないもの）

ペースメーカー装着時は必ずお申し出ください（事故の恐れがあるため）

※燃え残るため足元には極力納めないでください。その他はご相談ください。

#### ★納めてはいけないもの（火葬に影響を及ぼすもの、危険物、環境汚染につながるもの）

スプレー缶、乾電池、缶詰製品など

ガラス製品、金属など

プラスチック、ゴム製品（くつ）など

大量の本や紙、毛布や綿の寝具など

大型の果物、コップ一杯を超える量の飲料

ドライアイス、カーボン製品など

#### 【お問い合わせ先】

曾於南部厚生事務組合 TEL 099-473-1388

紫雲園火葬場 TEL 099-472-3779

紫雲園所在地 鹿児島県志布志市志布志町帖 7614-5

## 〈農地の相続等の届出のお願い〉

### 農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



地元の農業委員会に届出をお願いします

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは簡単です。ご不明な点は農業委員会へお問い合わせください。

#### 志布志市農業委員会

事務局（松山庁舎1階）	〒899-7692	志布志市松山町新橋268番地 TEL099-487-2111（代）
有明分室（有明庁舎別館1階）	〒899-7492	志布志市有明町野井倉1756番地 TEL099-474-1111（代）
志布志分室（志布志庁舎4階）	〒899-7192	志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 TEL099-472-1111（代）



令和6年  
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

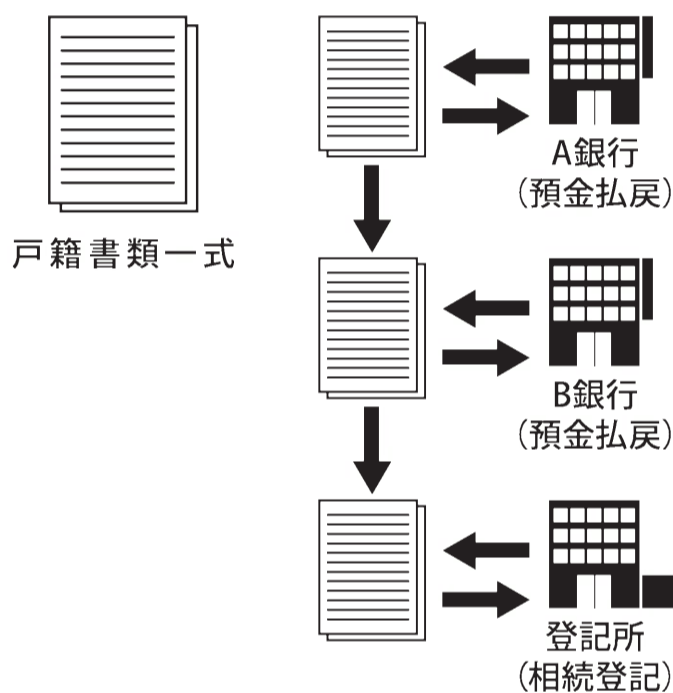
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

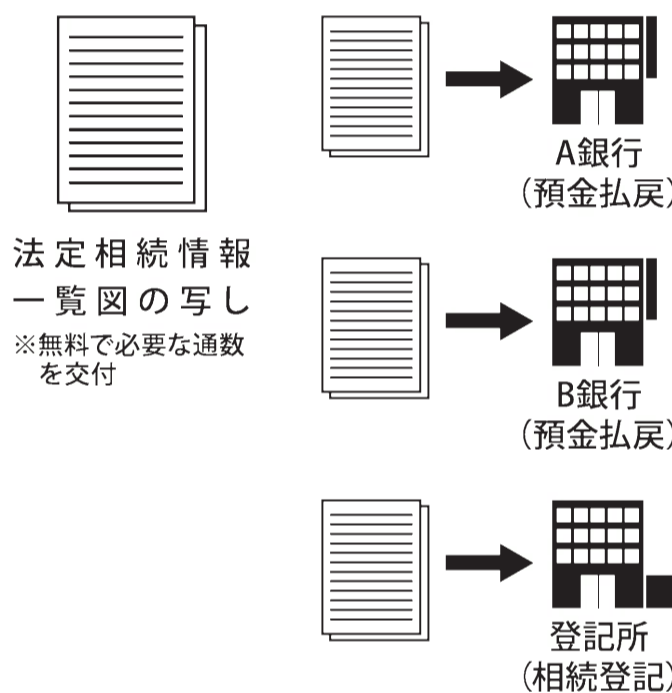
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 委任状

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_  
(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)志布志市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

おひとりさま・おふたりさまのための

# 身元保証 生前準備 パック

- ひとり暮らし
- 子どもがない
- 頼れる身内がない
- 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで  
ワンストップでお手伝いします

## 元気なうちに事前準備をしておかないと…

<b>施設入居・入院</b>	身元保証人がおらず 高齢者住宅や介護施設へ入居できない	
<b>病気・認知症</b>	認知症になってしまった場合に、役所での手続きや お金の管理を行ってくれる人がいない	
<b>葬儀・お墓</b>	自分が希望する形の 葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない	

## 身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

<b>施設入居・入院</b> <b>身元保証</b> 介護施設や病院への入居・入院時に 身元保証人を引き受け	<b>認知症</b> <b>任意後見契約</b> 認知症発症時に、支払や手続き・ 契約行為を代行	<b>葬儀・お墓</b> <b>死後事務委任</b> 葬儀や納骨・供養の希望を 聞いてご逝去後も確実に実行
---	---	--

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた  
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!



### ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!

**0120-982-219** [受付時間] 9:00~17:30(年中無休)  
※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。  
 専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。  
 ※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・  
お申し込みフォーム  
はこちら

発行 志布志市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2023年12月

